

議案第 27 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市老人等医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第1項」を削る。

第4条第1項第1号中「(所得を有しない者である場合には、100分の10)」を削り、「8,000円を超えるときは8,000円」を「12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときは8,000円）」に、「24,600円を超えるときは24,600円」を「35,400円を超えるときは35,400円」に改め、同項第3号ア中「600円」を「800円」に改め、同号イ中「2,400円」を「3,200円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(助成の特例)

3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成31年6月30日までの間における老人の医療費の助成については、施行日前に助成対象者の要件を備える者に限り、この条例による改正前の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定を適用する。